

南アルプス山岳交通適正化協議会規約

(目的)

第1条 南アルプス国立公園周辺の自然環境を保全し、持続可能な自然公園利用の快適性の確保を図るため、自動車等による交通の適正化を達成することを目的として南アルプス山岳交通適正化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事項に関して審議する。

- (1) 南アルプス周辺の自動車交通の適正化に関する事項
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、南アルプス地区における自動車等による交通の適正化に関する行政機関及び民間団体・事業者の代表、学識経験者等、別表に掲げる者をもって構成する。

(役員)

- 第4条 協議会に会長1名、副会長1名、監事2名をおく。
- 2 会長、副会長は、委員の互選により定める。
- 3 監事は、会長が任命する。

(役員の仕事)

- 第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、出納その他の会計事務を監査する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長を務める。
- 2 議長は、南アルプス地区における自動車等による交通の適正化に係る専門的な助言を得るため、必要に応じて学識経験者等を出席させることができる。
- 3 協議会は、所掌事項の遂行のため、作業部会を設置することができる。

(事務局)

- 第7条 協議会の事務を処理するために、事務局を山梨県観光資源課に設け、次の職員をおく。
- 事務局長 1名 事務局員 若干名
- 2 事務局長は、山梨県観光資源課長をもって充てる。
- 3 事務局においては、協議会の運営及び収入支出等にかかる事務を行う。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に必要な経費は、構成員の負担金及び利用者協力金等をもって充てる。

(事業年度)

第9条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成17年2月9日から施行する。

この規約は、平成20年2月7日から施行する。

この規約は、平成20年5月8日から施行する。

南アルプス山岳交通適正化協議会 委員名簿

(平成26年4月1日現在、敬称略)

No.	所 属	氏 名
1	環境省関東地方環境事務所長	高 橋 康 夫
2	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局首席運輸企画専門官	穴 田 豊
3	南アルプス市長	中 込 博 文 ◎
4	南アルプス市企業局長	千 葉 裕 一
5	早川町長	辻 一 幸 ○
6	南アルプス市観光協会事務局長	八 田 房 男
7	南アルプス市商工会長	小 林 寛 樹
8	早川町商工会長・観光協会会長	深 沢 雄 二
9	山梨交通株式会社専務取締役	雨 宮 正 英 ☆
10	社団法人山梨県タウシー協会専務理事	志 村 宏 文
11	山梨県山岳連盟会長	古 屋 寿 隆 ☆
12	山梨県警察本部交通規制課長	初 原 豊
13	山梨県中北林務環境事務所長	大 竹 幸 二
14	山梨県峡南建設事務所長	高 橋 正 弘
15	山梨県観光部長	望 月 洋 一

◎会長 ○副会長 ☆監事

山梨県営林道維持管理要綱

山梨県営林道維持管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県営林道（以下「林道」という。）の維持管理について必要な事項を定め、もって林道の保安と車両の通行の安全を図ることを目的とする。

(管理者)

第2条 林道の維持管理は、所轄林務環境事務所長（以下「管理者」という。）が行うものとする。

(管理者の責務)

第3条 管理者は、林道及びその付属施設を随時監視してその状況を常に把握し、効率的な管理を行い車両の通行の安全に努めるものとする。

2 管理者は、林道及びその付属施設に異常を発見したときは、速やかに必要な処置を講ずるものとする。

3 管理者は、林道情報モニター（以下「林道モニター」という。）の配置、林道パトロール（以下「パトロール」という。）及び施設の点検修繕（以下「維持管理」という。）を行うものとする。

(通行規制)

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、林道の構造を保全し、又は通行の安全を図るため、区間を定めて林道の通行を禁止し又は制限（以下「通行規制」という。）を行うものとする。

- (1) 林業関係者以外の車両が通行するとき。
- (2) 林道の破損、決壊、土砂の崩落、その他の事由により車両の通行が危険であると認められるとき。
- (3) 林道等に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。
- (4) 異常気象時又は異常気象が見込まれる場合において、車両の通行が危険であると認められるとき。
- (5) その他管理者が特に必要があると認められるとき。

2 第1項第1号の規定は、次の各号に掲げる車両については適用しない。

- (1) 林道の沿線に居住する住民が、自らの生活のため通行する車両。
- (2) 林道の利用区域内に農耕地があるために通行する車両。
- (3) 緊急の用務のために通行する車両。
- (4) その他管理者が特に必要があると認められる車両。

3 通行規制の手続きについては次のとおりとする。

- (1) 管理者は、第1項第2号、第3号及び第4号を適用し通行規制を行うときは、林道が所在する市町村長及び所轄の警察署長に連絡するものとする。
- (2) 管理者は、通行規制を行うときは、（様式第1号）により森林環境部長（以下「部長」という。）に報告を行うものとする。
- 4 管理者は、通行規制を行うときは、林道の起終点及び規制箇所の起終点に規制内容を明示した標識等（以下「規制標識等」という。）を設置するものとする。
- 5 通行規制の現場業務については原則として次のとおり委託等によるものとする。

(1) 管理者は、林道モニター、パトロール業務及び維持管理業務委託者の中から、通行規制を行うための点検、通行規制用ゲート（以下「ゲート」という。）の開閉、規制標識等の設置及び撤去等を行う者（以下「規制担当者」という。）を年度当初に選任し、通行規制時連絡系統図（様式第2号）により部長に報告を行うものとする。

(2) 管理者は、規制担当者に通行規制の方法等を周知し、円滑な通行規制に努めなければならない。

(災害発生時の措置)

第5条 管理者は、林道に災害が発生したときは、「治山林道施設及び林地被害報告について（平成23年3月23日・治山1899号）」により、速やかに被害状況を部長に報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(林道モニター)

第6条 管理者は、林道の状況を迅速に把握し、適正な維持管理を行うため、林道モニターを置く。

2 林道モニターは、林道付近に居住する交通安全協力員等で、林道の状況に関する情報を容易に提供できる者のうちから知事が委嘱する。

(使用許可申請)

第7条 林道を使用しようとする者は、林道使用許可申請書（様式第3号）に誓約書（様式第3-1号）及び法人等にあつては役員名簿（様式第3-2号）を管理者に提出し、許可を受けなければならない。ただし、国、地方公共団体又はその他公共団体が許可申請を行う場合は、誓約書及び役員名簿の添付を要しない。

(使用許可)

第8条 管理者は、前条の規定による使用許可申請があり、次の各号に該当する場合であつて、林道の管理上支障がないと認められる場合に限り許可を行うものとする。

- (1) 林道を一般乗合バス路線として知事が認めたとき。
- (2) 電柱、電線、電話線、変圧塔、その他これに類する施設を設置するとき。
- (3) 水道管、下水道管、ガス管、その他これに類する施設を設置するとき。
- (4) 木材、その他の搬入・搬入架組及びこれに伴う土場、その他これに類する施設を設置するとき。
- (5) 工事を行うために林道を継続して使用するとき。
- (6) その他林道の構造及び車両の通行に支障を及ぼすおそれのある施設を設置するとき。
- (7) その他管理者が特に必要と認められるとき。

2 管理者は、前項の許可に当たつて、林道の構造の保全、通行の安全等必要に応じて条件を付することができる。

(許可の取り消し)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

- (1) 林道の許可条件に違反したとき。
- (2) 林道の使用方法が適正さを欠き、林道の維持管理に支障をきたすおそれがあるとき。
- (3) 管理者が、林道維持修繕のため、必要があると認めたとき。

(使用許可の変更)

第10条 第8条の規定により許可を受けた者がその内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の10日前までに林道使用変更承認申請書（様式第4号）を管理者に提出し、許可を受けなければならない。

（使用許可の継続）

第11条 第8条の規定により許可を受けた者が期間を延長しようとするときは、使用期間の満了する日の10日前までに林道継続使用許可申請書（様式第5号）を管理者に提出し、許可を受けなければならない。

（原状回復）

第12条 管理者は、林道使用者がその使用に際し林道又はその附帯施設を破損した場合は、速やかに原状回復するよう林道使用者に対し指示するものとする。この場合、管理者は、林道原状回復指示書（様式第6号）により通知するものとする。

2 林道使用者は、原状回復が完了したときは速やかに林道原状回復届（様式第7号）を管理者に提出するものとする。

（工事の承認）

第13条 林道に係わる工事を実施しようとする者は、林道工事施工承認申請書（様式第8号）を管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 管理者は、管理者以外の者が行う林道に係わる工事について、林道の管理及び通行上支障がない場合は、その者からの申請に基づき工事の承認を与えることができる。

3 管理者は、前項の承認に当たって、林道の構造の保全、原状回復、通行の安全等必要に応じて条件を付することができる。

4 第1項の工事に係る費用は、工事の承認を受けた者の負担とする。

（標示事項）

第14条 管理者は、林道ごとに次に掲げる事項を定め、これを標示した標識を当該林道の起終点及びその他の必要な場所に設置するものとする。

- (1) 規格、構造に関する事項。
- (2) 通行の規制に関する事項。
- (3) 禁止行為に関する事項。
- (4) その他管理者が必要と認める事項。

（補則）

第15条 この要綱の施行に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

付則

- 1 この要綱は、昭和61年12月1日から施行する。
- 2 平成13年4月1日改正
- 3 平成18年4月1日改正
- 4 平成23年4月1日改正
- 5 平成24年4月1日改正

○南アルプス市公営企業の設置等に関する条例（自動車運送事業抜粋）

平成15年4月1日
条例第219号

目次

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 設置及び経営の基本並びに組織
 - 第1節 水道事業（第2条—第4条）
 - 第2節 自動車運送事業（第5条—第7条）
 - 第3章 財務等（第8条—第11条）
 - 第4章 雑則（第12条）
- 附則

第1章 総則
（趣旨）

第1条 この条例は、本市が経営する水道事業及び自動車運送事業（以下「公営企業」という。）の設置及び財務等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 設置及び経営の基本並びに組織

第1節 水道事業

一 略一

第2節 自動車運送事業

（設置）

第5条 市の区域内の交通需要に応ずるため、自動車運送事業を設置する。

（経営の基本）

第6条 自動車運送事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 営業区間は、南アルプス林道広河原から北沢峠までの区間とする。

3 車両保有台数は、6両とする。

4 年間走行距離は、2万5,000キロメートル以内とする。

（組織）

第7条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、自動車運送事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、自動車運送事業の管理者の権限を行う市長（以下「自動車運送事業管理者」という。）に属する事務を処理させるため、企業局を置く。

第3章 財務等

（重要な資産の取得及び処分）

第8条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公営企業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得るための売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しく

は譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。
 (議会の同意を要する賠償責任の免除)

第9条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。
 (議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第10条 公営企業の業務の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。
 (業務状況説明書類の提出)

第11条 水道事業管理者及び自動車運送事業管理者(以下「管理者」という。)は、公営企業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。
 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。
 (1) 事業の概況
 (2) 経理の状況
 (3) 前2号に掲げるもののほか、公営企業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項
 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合には、管理者は、できるだけ速やかにこれを出し提出しなければならない。

第4章 雑則
 (委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則
 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
 附 則(平成16年12月28日条例第45号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則(平成19年3月20日条例第10号)抄
 (施行期日)
 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月29日条例第26号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則(平成26年3月18日条例第27号)
 (施行期日)
 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
 (経過措置)
 2 白根簡易水道事業(南アルプス市簡易水道事業の設置等に関する条例(平成15年南アルプス市条例第156号)第3条に規定する白根簡易水道事業をいう。)については、この条例による改正後の南アルプス市公営企業の設置等に関する条例の規定にかかわらず、南アルプス市水道事業からの給水を開始するまでの間、なお従前の例による。

○伊那市南アルプス林道維持管理規則

平成 18 年 3 月 31 日
規則第 106 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
 - 第 2 章 林道の管理(第 4 条—第 7 条)
 - 第 3 章 林道の占有(第 8 条—第 12 条)
 - 第 4 章 林道の利用(第 13 条—第 17 条)
 - 第 5 章 補則(第 18 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南アルプス林道(以下「林道」という。)の保全及び通行の規制並びに利用等に関する事項を定め、もってその効果を維持し、その利用の円滑を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「林道」とは、林道及びその工作物その他一切の附属物をいう。(林道の名称及び区間等)

第 3 条 この規則を適用する林道は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南アルプス林道
- (2) 区間 伊那市長谷黒河内 2322 番地 77(戸台大橋)～黒河内国有林 271 ハ林班(北沢峠)
- (3) 延長 16,986 メートル

第 2 章 林道の管理

(林道の管理)

第 4 条 市長は、林道を常に良好な状態に保つように管理し、利用者の通行に支障を及ぼさないように努めるものとする。

2 市長は、林道の適切な管理を行うため、専用のパトロール車により 1 日 1 回以上全線のパトロールを実施するものとする。

3 林道の管理に関する技術的基準その他必要な事項は、別に定める。

(林道に関する禁止行為)

第 5 条 林道に関して、次に掲げる行為を禁止するものとする。

- (1) みだりに林道を損傷し、又は汚損すること。
- (2) みだりに林道に木材、土石等の物件を置き、その他林道の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(通行の制限又は禁止)

第 6 条 市長は、次に該当するときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。この場合において、市長は、林道の入口その他必要な場所に、道路標識等をもって、

その旨を明示するものとする。

- (1) 林道の破損、決壊、異常気象時その他の理由により交通が危険と認められるとき。
- (2) 林道に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。

2 林道の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は自然を保護するため、通行車両の交通規制を次のとおり行う。

- (1) 一般車両(ア、イ、ウ及びエ以外の乗入を禁止する。)については、戸台大橋ゲート及び北沢峠ゲートからの乗入を禁止する。

ア 林業、治山事業用車両

南アルプス林道に係る地域の森林の管理経営及び林道の維持管理並びに治山事業に供する車両

イ 地域住民の生活上必要と認められる車両

市長が、南アルプス林道に係る地元市町村に居住する者の生活上必要と認める車両

ウ 緊急用車両

交通事故、山岳遭難、山火事消火等に係る車両

エ 林道の管理者が、特に必要と認めた車両

交通規制の期間を主体に、利用者の利便を図るために運行される公営バス(第三セクターを含む。)の小型バス等

- (2) 午後 7 時から翌日の午前 5 時までの間は、戸台大橋から北沢峠までの区間について、すべての車両の通行を禁止する。ただし、緊急車両及び特に市長が必要と認めた車両は、この限りでない。

- (3) 異常気象時においては、原則として、林道の全区間にわたり車両の通行を禁止する。この場合において「異常気象時」とは、連続降雨量が 100 ミリメートルに、時間当たり降雨量が 25 ミリメートルにそれぞれ達しようするとき、及び濃霧により視界が 20 メートル以下になったときをいう。

- (4) 前号の期間中林道を通行しようとする者は、市長の発行する通行証(様式第 1 号)の交付を受け、戸台大橋ゲートで係員に提示しなければならぬ。ただし、緊急車両及び公営の小型バス等については、この限りでない。

- (5) 市長は、交通の安全等を確保するため、必要がある場合には、適切な通行規制を実施するものとする。

(道路標識等の設置)

第 7 条 市長は、林道の保全及び円滑な通行を図るため、必要な場所に、道路標識その他の標識を設置するものとする。

第 3 章 林道の占有

(占有の承諾)

第 8 条 林道に、次に掲げる施設、工作物又は物件を設け、継続して林道を使用とする場合(以下「占有」という。)は、市長の承諾を得るものとする。承諾を得たものが占有申込書に記載した事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、その変更が顕微な

実施する戸台大橋ゲート及び北沢峠ゲート(以下「ゲート」という。)で遮断機を開閉して通行を管理する。ただし、利用状況からみて遮断機を開閉することが適当でないゲートについては、この限りでない。

2 遮断機は、市長が適当と認める車両を通行させるとき以外は、常時閉鎖しておくものとする。

(通行証の申請及び交付)

第14条 この林道を利用しようとする者は、市長に別に定める申請書(様式第3号)により申請し、通行証の交付を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったとき、その利用が適当と認めるときは、通行証(様式第1号)を交付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第15条 林道の利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 利用者は、林道を利用しようとするときは、別に定める管理者の発行する通行証を所持し、林道を管理する関係職員(以下「関係職員」という。)からの提示の求めに応じること。

(2) 林道を管理する関係職員の指示に従うこと。

(3) 林道の路肩を使用しないこと。

(4) 車両の事故その他やむを得ない理由がある場合のほか、駐車場以外の場所に駐車しないこと。

(免責)

第16条 市長は、林道における自動車相互の接触、衝突及び利用者の故意又は過失による事故若しくは盗難等の被害又は天災等の不可抗力により生じた損害については、その責任を負わないものとする。

(利用者の損害賠償義務)

第17条 利用者は、その責めに帰すべき理由により林道を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第5章 補則

(補則)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成25年6月28日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略

ものであるときは、この限りでない。

- (1) 林産物、鉱産物等の集積場又は積載施設
- (2) 工事用施設又は工事用材料置場その他の施設
- (3) 電柱、広告塔その他これ等に類する物件
- (4) 用排水路、導水管その他これらに類する物件
- (5) 看板、標識、アーチ類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、林道の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある施設、工作物又は物件

2 前項の承諾を得ようとするものは、次に掲げる事項を記載した申込書を市長に提出するものとする。

- (1) 占用の目的
- (2) 占用の期間
- (3) 占用の場所
- (4) 施設、工作物又は物件の構造
- (5) 工事の実施方法
- (6) 工事の実施時期
- (7) 復旧方法

3 市長は、第1項の承諾を与えようとするときは、あらかじめその地域を管轄する警察署長に協議するものとする。

(占用料の徴収)

第9条 占用の承諾を受けようとするものは、占用料を納付するものとする。ただし、市長は、公用又は公共用の占用については、占用料を免除することができるものとする。

2 占用料金は、長野県道路占用料徴収条例(昭和43年長野県条例第21号)に定める額を準用するものとする。ただし、林道が国有林野を借地している区間に係る占用で、営林局(署)の事業のための占用料金は、管理者と営林局(署)長との協議による額とする。

(占用施設の譲渡)

第10条 占用施設は、管理者の承諾を得なければ、他に譲渡することはできない。

(原状の回復)

第11条 占有者は、占有期間が満了した場合又は占有を廃止した場合には、占用施設を除き、林道を原状に回復しなければならない。

2 市長は、占有者に対して前項による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合は、これらの措置に関し必要な指示をすることができる。

(添加物件に関する適用)

第12条 占用施設に関する、新たな物件を添加しようとする行為は、新たな占用とみなし、この章の規定を適用するものとする。

第4章 林道の利用

(利用のための管理)

第13条 市長は、林道を利用しようとするすべての車両について、通行車両の交通規制を

伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例

○伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例

平成 18 年 3 月 31 日
条例第 206 号

(趣旨)
第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号。以下「令」という。)の規定に基づき、伊那市自動車運送事業(これらに附帯する事業を含む。以下同じ。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(自動車運送事業の設置)

第 2 条 乗合自動車による旅客の運送を行うため、伊那市に自動車運送事業を設置する。

(経営の基本)

第 3 条 自動車運送事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するものとする。

2 自動車運送事業の事業区域等の計画は、次のとおりとする。

(1) 事業区域

南アルプス林道の区域内の伊那市長谷黒河内 2,873 番地の 2、南アルプス林道と国道 152 号線分岐点から黒河内国有林 271 林班、北沢峠までの区間

(2) 営業路線 22.9 キロメートル以内

(3) 保有車輛数 15 両以内

(組織)

第 4 条 法第 7 条ただし書及び令第 8 条の 2 の規定により、自動車運送事業に管理者を置かないものとする。

2 法第 14 条の規定により、自動車運送事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、長谷総合支所に南アルプス林道管理室を置く。

(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第 4 条の 2 自動車運送事業は、毎事業年度生じた利益のうち法第 32 条第 1 項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額があるときは、その残額の全部又は一部を利益積立金、建設改良積立金又は災害準備積立金として積み立てることができる。

2 前項に規定する積立金は、次に定める目的のため積み立てるものとし、その目的以外の用途には使用することができない。

(1) 利益積立金 欠損金をうめる目的

(2) 建設改良積立金 建設改良費に充てる目的

(3) 災害準備積立金 災害による不時の損失に備える目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合には、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金)

第 4 条の 3 毎事業年度において生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならぬ。

2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあっては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

(欠損の処理)

第 4 条の 4 法第 32 条の 2 の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもってうめるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、建設改良積立金及び災害準備積立金をもってうめ、なお欠損金に残額があるときは、資本剰余金(前条の規定により取り崩すことができる部分を除く。)をもってうめることができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第 5 条 法第 33 条第 2 項の規定により、予算で定めなければならない自動車運送事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売却以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除く。土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の借入れ若しくは譲渡とする。(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 8 項の規定により、自動車運送事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る免除の額が 10 万円を超える場合とする。

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

第 7 条 自動車運送事業の業務に関し法第 40 条第 2 項の規定により条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 負担附きの寄附又は贈与の受領でその負担となるべきものの見積価格が 50 万円を超えるもの

(2) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が 50 万円(交通事故に係るものにあつては、100 万円)を超えるもの

(3) 訴えの提起で、訴訟物の価格が 50 万円を超えるもの

(4) 和解及び調停で、その目的物の価格が 50 万円を超えるもの

(5) 審査請求その他の不服申立て、あっせん及び仲裁

(業務状況説明書類の提出)

伊那市自動車運送事業の市営バスの運行に関する規程

○伊那市自動車運送事業の市営バスの運行に関する規程

平成 18 年 3 月 31 日
公営企業管理規程第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例(平成 18 年伊那市条例第 206 号)に基づき、伊那市自動車運送事業の市営バスの運行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運行回数)

第 2 条 運行回数は、1 日 4 往復とする。

(運行時刻)

第 3 条 運行時刻は、別表のとおりとする。

(運行期間)

第 4 条 運行期間は、毎年 4 月 25 日から 11 月 15 日までの全日とする。ただし、天災その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、バスの運行に関し必要な事項は、自動車運送事業管理者の権限を行う市長が定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 24 日公企管規程第 1 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 24 日から施行する。

第 8 条 管理者は、自動車運送事業に関し、法第 40 条の 2 第 1 項の規定により、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 30 日までの業務の状況を説明する書類を 11 月 30 日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11 月 30 日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5 月 31 日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、自動車運送事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第 1 項に定める期日までに同項の業務を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日条例第 19 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

伊那市自動車運送事業の市営バスの運行に関する規程

別表(第3条関係)
運行時刻表

戸台口→北沢峠					
行先	戸台口	仙流荘	戸台大橋	歌宿	北沢峠
北沢峠	※ 6:00	6:05	6:15	6:45	7:00
	8:00	8:05	8:15	8:45	9:00
	10:00	10:05	10:15	10:45	11:00
	△ 12:40	12:45	12:55	13:25	13:40
	14:05	14:10	14:20	14:50	15:05

北沢峠→戸台口					
行先	北沢峠	歌宿	戸台大橋	仙流荘	戸台口
戸台口	※ 7:20	7:35	8:00	8:10	8:15
	10:00	10:15	10:40	10:50	10:55
	13:00	13:15	13:40	13:50	13:55
	△ 15:00	15:15	15:40	15:50	15:55
	16:00	16:15	16:40	16:50	16:55

4月25日から6月14日までは、歌宿まで運行
 ※印は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する
 休日並びに7月16日から8月31日までの毎日運行
 △印は、※印以外の日に運行

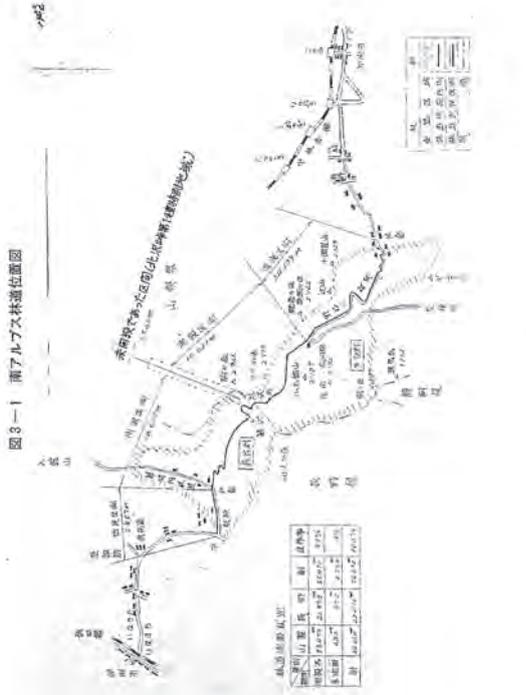
第一定期間の期間の満了二十五年間経過する年度の満了と見做す。本誌で公園が資金補助金を投入し、これを多量に貸し付けるという前提とされている。

しかし、スノーバー林道の建設と見做す山林は、その所有者から無償で提供されることになり、家畜防護基金については、森林保護基金に充当して、補助金が可成りなっている。また、スノーバー林道が特に森林の保護目的にのみ限定されることなく、急峻な林道として計画されたこと、かつ、急峻な林道が山岳地帯にあって、急峻な山岳地帯が生かすを得ない。

林道開設後の管理については、森林保護法第三十一条による管理規定を定め、森林大臣の認可を受けなければならない。

表2-1 スノーバー林道計画表

林道名	延長 (km)	建設費 (千円)	年度
山梨県	70.7	1,620,000	40年-42年
長野県	47.5	988,000	40年-42年
岐阜県	32.0	1,720,000	40年-42年
静岡県	40.8	1,320,000	41年-42年
山梨県	40.7	1,700,000	41年-42年
山梨県	33.5	2,500,000	42年-44年
山梨県	57.9	1,750,000	42年-44年
山梨県	56.7	4,880,000	42年-44年
山梨県	33.1	970,000	43年-45年
山梨県	51.8	2,040,000	43年-45年
山梨県	70.2	2,220,000	44年-46年
山梨県	57.1	3,150,000	44年-46年
山梨県	35.1	1,210,000	45年-47年
山梨県	32.3	6,960,000	45年-47年
山梨県	35.4	1,380,000	45年-47年
山梨県	22.9	2,000,000	45年-47年
山梨県	58.3	10,620,000	47年-49年
山梨県	45.0	3,420,000	47年-49年
山梨県	51.3	7,940,000	48年-50年
山梨県	31.0	4,720,000	48年-50年
山梨県	65.7	10,450,000	49年-51年
計	1173.4	91,855,000	



三、南アルプス・スノーバー林道の概要

(一) 林道の経緯

ア 経路区画

岐阜県 山梨県 長野県 静岡県
 岐阜県 山梨県 長野県 静岡県
 岐阜県 山梨県 長野県 静岡県

イ 経路の概要

岐阜県 山梨県 長野県 静岡県
 岐阜県 山梨県 長野県 静岡県

ロ 林道の構造

岐阜県 山梨県 長野県 静岡県
 岐阜県 山梨県 長野県 静岡県

ハ 林道の構造

岐阜県 山梨県 長野県 静岡県
 岐阜県 山梨県 長野県 静岡県

表3-1 南アルプス林道建設費の推移 (単位: 千円)

年度	建設費	計	累計
昭和42年度	3,848	2,747	6,595
昭和43年度	1,402	2,747	10,347
昭和44年度	5,340	2,747	18,434
昭和45年度	1,402	2,747	22,186
昭和46年度	5,340	2,747	30,273
昭和47年度	1,402	2,747	34,025
昭和48年度	5,340	2,747	42,112
昭和49年度	1,402	2,747	45,864
昭和50年度	5,340	2,747	54,151
昭和51年度	1,402	2,747	57,903
計	30,273	10,450	40,723

表3-2 南アルプス林道建設費の推移 (単位: 千円)

年度	建設費	計	累計
昭和42年度	41,817	136,250	178,067
昭和43年度	377,545	419,261	597,312
昭和44年度	450,004	417,128	1,047,416
昭和45年度	323,600	226,000	1,273,416
昭和46年度	274,550	2,982,796	4,256,212
昭和47年度	2,982,796	855,065	5,111,277
昭和48年度	855,065	855,665	5,966,942
昭和49年度	3,848,461		9,815,403
計	54,630	3,848,461	10,363,864

南アルプス・スーパー林道問題についての環境庁長官談話

昭和53年8月25日

1. まえがき

北沢峠部分の林道開設問題については、これに関する自然環境保全審議会の意見等について慎重に検討を行い、私自身も現地を視察して当該地域の自然環境の保全を図るための具体的な手段方法をさらに広範かつ詳細にわたって考究してきたところである。以下にその大要と所見の一端を述べる。

昭和43年6月13日付けで森林開発公団から自然公園法に基づき協議があり、当時の所管庁である厚生省は、昭和43年12月9日付けで「異存かない。」旨を主文とし、「北沢峠部分の第一種特別地域に於ける区間については、施行前に実施設計書を提出されたい。」との留意事項を付けて回答したものである。

この留意事項に基づき、森林開発公団から北沢峠部分の第一種特別地域を通過する林道開設区間約800メートルについての「実施設計書」の提出があり、昭和49年6月19日付けで環境庁はこれを受理した。

環境庁としては、この留意事項である北沢峠部分の第一種特別地域内における林道の設計及び施行方法が国立公園の風致保護上の観点から適当なものであるか否かについて判断することになったのであるが、既に開設されている林道の工事が自然環境を著しく損傷したという観点から、本件を自然保護上重要な問題として検討することが適当であると考へ、自然環境保全審議会に北沢峠部分の林道の審議とあわせ南アルプス・スーパー林道全体の審議をお願いしたところ、昭和50年3月から、現地調査を含め延べ13回にわたって慎重に審議を重ねたう

(1)

え、去る昭和53年4月27日に賛否両論が併記された意見の提出があった。

なお、巷間、環境庁が本工事の中止を指示したと伝えられているが、これは、昭和48年11月5日以来森林開発公団が自主的に工事を停止しているものである。

2. 既開設林道工事について

南アルプス・スーパー林道周辺地域は、大部分が南アルプス国立公園の区域内にあり、地質は、数多くの小断層が穿っている特異な構造を有し、脆弱な地域であるとともに侵食の激しい地帯である。

植生は、概ね標高1,800メートル以下では落葉広葉樹と針葉樹が混交した林相で原生的な様相はなく、標高1,800メートル付近から上部では亜高山帯の林相となっている。長野県側の森林は、原生的な景観を呈している部分があるが、山梨県側の森林は、幼齢林が多く見られることから人工又は災害が加わったものと認められる。

南アルプス・スーパー林道は、このような地域を通過するものである。山梨県側の芦花村と谷河原を結ぶ林道区間には、夜叉神峠の急傾斜地と野呂川の急崖地があり、工事の時点で谷側及び山側にかけての相当幅広い範囲にわたって自然環境の損傷があったとみられた。その後10数年にわたる歳月は、この傷跡を相当程度癒しているが、今後も一層の努力により自然環境保全上の措置は勿論のこと交通上の安全が図られることが期待される。

谷河原地点から現在工事を停止している地点までの区間では、山側の松洲及び谷側への捨土による自然環境の損傷に甚しいものがあったが、その後の緑化及び修景工事等により概も再生し崩壊も安定に向つ

(2)

長野県側の林道は、現在大平小屋地点で工事を停止している。ここから戸台地点に至る林道区間では自然崩壊地が多く、一部には、林道工事による崩壊もあり自然環境の損傷は著しいものがあった。特に戸台(尾勝谷)は、南アルプス・スノーバー林道の自然破壊の象徴的なものとして喧嘩されたところである。この他、藪沢、歌宿沢などの崩壊地があるが、現状では、以上の地点はもとよりのこと林道沿線全体について軽化及び修景等保全工事が進みつつあるので、近い時期には、交通安全上からも心配のない林道となることか期待されるが、なお一層の努力が必要とされる。

以上の既開設林道を乗道とすべきであるとの意見があるが、乗道とする場合には、既に建設されてきた林道の事業費の内訳である補助金及び負担金の返還等の処理は極めて困難であり、さらに森林開発公団法に基づき実施計画の変更手続を必要とする。また、乗道により、意を得ることは、事実上不可能であると考えられる。また、乗道により、善良な維持管理が期待できなくなれば、当該地域の地形、地質の脆弱な特質からみれば、林道開道地域における自然環境の損傷の増幅は避けられないであろう。

さらに、上述の問題に加え、道際開道以前の状態に戻すべきであるという意見もあるが、これに対応するには、現在の林道を埋戻し、その安定を図るための土留め擁壁等構造物の設置等が必要となる。このことは、当該地域の自然条件の特質を勘案すれば、むしろ現状よりさらに自然環境の損傷を増大させるおそれと復元に伴う経費の支出の困難性もあって現実的な処理方法とはいえない。

なお、南アルプス・スノーバー林道問題に関する批判や意見が契機となって、自然環境の保全に対する慎重な配慮が払われるようになり、

(4)

また、全国的に、すぐれた自然環境の地域における道路計画についても、慎重に対応する風潮が強まってきたことは評価されてよいと考へる。

3. 北沢峠部分の林道開道が自然環境に及ぼす影響とその対策について
林道が開道された場合、周辺の自然環境に及ぼす影響について各種の調査資料により検討した結果は次のとおりである。

(1) 直接的影響

林木の伐採及び切土、盛土等の土工事等が植生及び景観に与える影響については、北沢峠付近の地形が比較的平坦であること、植生は、総じて疎林下の高草本群落を主とし、森林の疎開地であること、天然下種更新が旺盛であること等の自然条件のもとで北沢峠部分の道路幅員を4.6メートルから3.5メートルに縮小し、一部路線を変更すること及び工事の施行に際し、機械力の使用等についても細心の配慮を行われしめる等の対策により、シラビソ、オオシラビソ等の大径木の伐採は極く少数を除いて避けられるとともに自然の物理的改変量を半減させることかできるので北沢峠部分の自然環境に与える影響は少ないものと認められる。

(2) 間接的影響

ア、北沢峠部分の林道の開道に伴う植生への風害、乾燥害、雪害、捨土害及び凍結融解による侵食害等の影響については、北沢峠付近の自然条件が(1)に述べたほか、北沢峠付近の林木には、風衝地でみられる偏倚樹形が認められず、常風被害をうけない地形であること、また、北沢峠付近は、東南から南西方向にかけて3000メートルの高峰が連なっており暴風の風力もなる地形的特質を有していること等の自然条件のもとで、(1)に述べた代替計画を美

(4)

施させるほか、別紙回答に付した諸条件に基づく所要の措置を講ぜしめることにより、植生の枯損及びその波及等の間接的影響は避けられるものと認められる。

4. 利用者の増大に伴い、ごみ、汚物の投棄、植生の踏つけ、盗採などの問題が発生することについては、マイカーの交通規制等の利用適正化の措置を講ずることにより自然環境への影響は防げるものと認められる。

(3) その他

北沢峠部分の工事をトンネル工法で代替させる案については、施行技術上良好な岩盤が得られず安全性の確保が図れないこと、トンネル開口部及び計画路線前における植生と地形の改変量が大幅に増大すること及び排土の処理が困難であることのため、かえって自然環境の損傷が大きくなるものと認められる。

4. 南アルプス 国立公園の保護と利用について

南アルプス・スーパースロー林道に開墾する地域については、次の点に着目し、国立公園の保護の強化及び利用の適正を図るため国立公園計画の見直しを行うこととした。

(1) 日本生業学会が提案している天然林保護地或候補地を含め、国立公園の標高2,000メートル以上の亜高山性植生地域については、国立公園計画を変更し、第一種特別地域に編入する等保護の強化を図る。

(2) 道路の開墾に伴う一般観光客の増大に対しては、標高1,000メートル以上の地域においては、新たな国立公園利用施設の整備は控え、野呂川本河原等当該地区において施設の拡充整備を図る。

(4)

5. 林道開設の効用について

林道を開設した場合の効用について致して所見を述べれば次のとおりである。

ただし、交通の安全及び補償防止のための維持管理が十分に行われることか、前提となることはいずれでもない。

(1) 災害の防止

当該地域は、長野県上伊那郡及び山梨県西南部の重要な水源地域であるとともに崩壊の起こり易い地帯であり森林の保全と下流域の災害を防止するためには、いづれにしても随時治山事業が可能であるという状態にしておくなければならない地域である。

本林道の開設により、森林機能の保全及び治山事業の実施が容易となり、むしろ災害の未然防止に役立つこととなる。

(2) 骨材の移動と労働力の確保

林道の開設により、骨材の移動、即ち長野県側から骨材不足している山梨県側への供給が可能となり治山事業が一層促進される。また、地元労働力の移動、即ち両県地元町村の林業技術者等の交流が可能となり雇用が増進が図られる。

(3) 森林管理

林道の開設により移動力の使用が可能となり山火事防止、病虫害の防除等に迅速に対応できる。また、集約的かつきめ細かな森林の管理が可能となり、森林保全機能が高められる。

(4) 過疎対策

林道の開設は、地元住民にとって、いわゆる「村が開ける」といった精神面での安心感が得られるほか木材加工や山菜加工等の地場産業の振興とそれに伴う雇用機会の増大が期待される。

(5)

(5) 公園管理

林道開設により山岳運難救助及びごみの清掃処理等公園管理の面において適切な対応措置が図られるとともに維持管理が十分行われる事により一層の自然環境保全が図られる。

(2)

6 まとめ

(1) 自然破壊が問題とされる地域は、地形地質の観点からいえば、既開設林道の区間であり、その原因は自然環境の保全に対する十分な配慮がなされず工事が行われたためであると考えられる。

しかしながら、関係者のその後の努力により自然の損傷が相当程度修復されてきていると認められる。

(2) 北沢峠部分の林道は開通させるべきではなく、既開設林道は廃道とすべきであるとか、開設以前の状態に戻すべきであるとかの意見については、実際問題として行政手続き上困難があり、また、かえって自然環境の悪化を増幅するおそれがあるので得策とは考えられない。

(3) 当該地域は、地質構造上治山事業の促進が必要であり、また、骨状、劣衝力の確保のためにも北沢峠部分の林道開設が必要であると考えられる。

(4) 北沢峠部分の林道が周辺の自然環境に与える影響については、道路幅員の縮小、陸線の一部変更等の代替計画を実施させることなどにより、最小限にとどめることができると考えられる。

7 結論

以上に述べたことから、南アルプススノーバー林道周辺地域の自然環境を保全していくには、治山事業を含む適正な維持管理及び地元の理解と協力が不可欠である。

このため、林道の開設に伴う自然環境の保全、安全の確保等の措置について関係方面と調整を図ってきたところであるが、このほど十分な理解と確約が得られたので、次の条件を付してこれを認めることとした。

(1) 道路幅員を4.6メートルから3.5メートルに縮小し、一部路線を(2)

更すること。

- (2) 交通安全及び崩壊防止のための維持管理について万全の措置を講ずること。
- (3) 本材道と、いわゆる観光道路として使用することを避け、マイカーの交通規制等の利用適正化の措置を講ずること。
- (4) 南アルプス・スーパースター林道の周辺地域について国立公園計画を見直し、保護の強化を図ることに務めること。

○静岡県南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例

平成26年12月12日
条例第138号

(目的)

第1条 この条例は、南アルプスが国際連合教育科学文化機関が実施する生物圏保存地域に登録されたことを踏まえ、当該登録に係る南アルプス生物圏保存地域(以下「南アルプスユネスコエコパーク」という。)の森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることの重要性に鑑み、南アルプスユネスコエコパークに存する林道について、静岡市法定外公共物管理条例(平成15年静岡市条例第252号)に定めるもののほか、その管理又は通行に関し必要な事項を定めることにより、林道の機能の保全及びその通行の安全を図るとともに、環境と調和した健全な林道の利用を確保し、もって林業の振興、林道周辺の森林の有する多面的機能及び自然環境の保全並びに地域社会の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「林道」とは、森林の適正な整備及び保全を図る目的で設置された道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路を除く。)並びにこれに附属する工作物、物件及び施設で、南アルプスユネスコエコパークに存するもののうち、市長が管理するものをいう。

(林道の通行許可)

第3条 林道を通行しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 林産物の搬出若しくは造林、間伐、間伐、伐採等の森林施業又は農作業のために通行するとき。
 - (2) 当該林道の沿線に居住する住民及びその関係者が、当該住民の日常生活のために通行するとき。
 - (3) 登山、ハイキング、散策、公共施設の利用等のレクリエーションのために通行するとき。
 - (4) 徒歩又は軽車両により通行するとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 市長が指定する路線については、前項第1号から第3号までの規定は、適用しない。
- 3 市長は、第1項の許可の際、林道の管理上必要な条件を付することができる。

(通行の不許可)

第4条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請に係る林道の通行が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しないことができる。

る。

3 市長は、第1項の規定により通行規制をした林道について通行規制の必要がなくなったときは、速やかに当該通行規制を解除するものとする。この場合において、市長は、併せてその旨を広報その他の方法により市民に周知するものとする。

(許可の取消し等)

第9条 第3条第1項の規定により許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その許可を取り消し、又は林道の通行を禁止し、若しくは原状回復等必要な措置を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により許可を受けたとき。

(2) 第3条第3項の規定により許可に付された条件に違反するとき。

(3) 林道の通行が第4条各号のいずれかに該当するとき。

(4) 第7条各号に掲げる行為をしたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

(違反に対する措置)

第10条 市長は、この条例に違反した者に対し、林道の通行を禁止することができる。

(損害賠償)

第11条 林道を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(1) 林産物の搬出若しくは造林、間伐、伐採等の森林施業又は農作業のための通行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 林道を損傷し、若しくは汚損し、又は林道の通行に危険を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 林道の設置目的に反し、不適切であると認められるとき。

(4) 林道周辺の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(林道の通行者の責務)

第5条 林道を通行する者は、この条例に定める事項及び標識等の指示事項を遵守し、森林の適正な整備及び保全を図る目的で通行する者を優先し、林道の機能及び林道周辺の自然環境の保全並びに交通の安全に留意して通行しなければならない。

(危険防止の指示)

第6条 市長は、林道の沿線にある土石(砂を含む。以下同じ。)、竹木、工作物等が林道を損傷し、若しくは汚損し、又は林道の通行に支障を及ぼすおそれがあるときは、その所有者又は管理者に対し、必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(禁止行為)

第7条 何人も、林道に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 林道を損傷し、又は汚損すること。

(2) 林道に土石、竹木及びごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を投棄し、又は堆積すること。

(3) 林道周辺の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(4) 前5号に掲げるもののほか、林道の設置目的、機能等に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(通行規制の実施及び解除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、林道の適切な維持管理又は通行の安全を確保するため必要があると認めるときは、路線及び区間を定めてその通行の禁止又は制限(以下「通行規制」という。)をすることができる。

(1) 林道が破損し、若しくは決壊し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 林道に関する工事が行われているとき。

(3) 大雨、濃霧、積雪、路面の凍結等の異常気象が発生し、又はそのおそれがあるとき。

(4) 崩土、落石、倒木等を伴う自然災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が通行規制の必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により林道の通行規制をしようとするときは、あらかじめその旨を標識による表示、広報その他の方法により市民に周知するものとする。ただし、緊急に通行規制をする必要があるときは、当該周知の措置は、通行規制の実施後に行うことができる。